

鳥取県立鳥取産業体育館・鳥取県営鳥取屋内プール料金表

令和元年10月1日改定

(1) 体育館利用料

区 分				単 位	金 額	
専用利用	営利を目的としない場合	入場料その他これに類するもの（以下「入場料等」という。）を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	810円	
				3分の2面1時間につき	400円	
				3分の1面1時間につき	200円	
			小体育館	全面1時間につき	200円	
				控室（会議室）	1室1時間につき	150円
				入場料等を徴収するとき。	大体育館	全面1時間につき
	小体育館	全面1時間につき	300円			
		控室（会議室）	1室1時間につき	250円		
		営利を目的とする場合	入場料等を徴収しないとき。	大体育館	全面1時間につき	28,510円
	小体育館				全面1時間につき	7,120円
					控室（会議室）	1室1時間につき
	入場料等を徴収するとき。		大体育館	全面1時間につき	40,740円	
小体育館				全面1時間につき	10,180円	
				控室（会議室）	1室1時間につき	500円
2階ロビー				1時間につき	100円	
一般利用	一般			1人1回につき	70円	

(2) プール利用料

区 分				金 額			
一般利用	個人	回数券又は1月利用券、3月利用券、6月利用券若しくは鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券によらないで利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	1人1回につき	350円	
				冷水	1人1回につき	250円	
			児童又は中学校の生徒（午後6時以降の利用）	温水	1人1回につき	250円	
				冷水	1人1回につき	150円	
			高等学校の生徒又は学生	温水	1人1回につき	560円	
				冷水	1人1回につき	400円	
			高等学校の生徒又は学生（午後6時以降の利用）	温水	1人1回につき	400円	
				冷水	1人1回につき	250円	
			一般	温水	1人1回につき	710円	
				冷水	1人1回につき	500円	
			一般（午後6時以降の利用）	温水	1人1回につき	500円	
				冷水	1人1回につき	300円	
			回数券により利用する場合	児童又は中学校の生徒	温水	回数券11枚につき	3,560円
					冷水	回数券11枚につき	2,540円
		高等学校の生徒又は学生		温水	回数券11枚につき	5,600円	
				冷水	回数券11枚につき	4,070円	
		一般		温水	回数券11枚につき	7,120円	
				冷水	回数券11枚につき	5,090円	

	1 月利用券により利用 する場合	児童又は中学校 の生徒	温水	1 人につき	2,440 円
			冷水	1 人につき	1,680 円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1 人につき	3,970 円
			冷水	1 人につき	2,750 円
		一般	温水	1 人につき	5,040 円
			冷水	1 人につき	3,410 円
	3 月利用券により利用 する場合	児童又は中学校 の生徒	温水	1 人につき	6,820 円
			冷水	1 人につき	4,880 円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1 人につき	11,200 円
			冷水	1 人につき	7,740 円
		一般	温水	1 人につき	14,150 円
			冷水	1 人につき	9,770 円
	6 月利用券により利用 する場合	児童又は中学校 の生徒	温水	1 人につき	12,220 円
			冷水	1 人につき	10,180 円
		高等学校の生徒 又は学生	温水	1 人につき	19,550 円
			冷水	1 人につき	16,600 円
		一般	温水	1 人につき	24,850 円
			冷水	1 人につき	20,980 円
	鳥取屋内プール・県民 体育館トレーニングル ーム 1 月共通利用券に より利用する場合	一般	通年	1 人につき	5,090 円
	団体 (20 人以上のものに限 る。)	児童又は中学校 の生徒	温水	1 人 1 回につき	250 円
冷水			1 人 1 回につき	200 円	
高等学校の生徒 又は学生		温水	1 人 1 回につき	450 円	
		冷水	1 人 1 回につき	300 円	
一般		温水	1 人 1 回につき	560 円	
		冷水	1 人 1 回につき	400 円	
専用利用 (コース)			温水	1 コース 1 時間につき	3,710 円
			冷水	1 コース 1 時間につき	2,590 円
専用利用 (小プール (全面))			温水	1 時間につき	3,560 円
			冷水	1 時間につき	2,540 円
専用利用 (小プール (1/2 面))			温水	1 時間につき	1,780 円
			冷水	1 時間につき	1,270 円
研修室				1 時間につき	300 円

(3) 設備利用料

ア 体育設備利用料

区 分	単 位	金 額
バスケットボール用具	1 組 1 回につき	2,130 円
バレーボール用具	1 組 1 回につき	200 円
バドミントン用具	1 組 1 回につき	50 円
テニス用具	1 組 1 回につき	200 円
卓球用具	1 組 1 回につき	100 円
ハンドボール用具	1 組 1 回につき	300 円

イ その他設備利用料

区 分	単 位	金 額
音響装置	一式1回につき	1,060円
拡声装置	一式1回につき	1,060円
舞台照明	一式1回につき	1,060円
ワイヤレス・アンプ	一式1回につき	1,060円
マイクロホン	2本目から1本1回につき	200円
コンセント設備	1キロワット1時間につき	30円
シャワー	1人1回につき	30円
折りたたみ椅子	1脚1回につき	10円
長机(体育館)	1脚1回につき	20円

ウ 冷暖房利用料

区 分	金額(1時間につき)	
	冷 房	暖 房
大体育館	11,000円	9,570円
小体育館	1,830円	1,220円
控室(会議室)	200円	100円
研修室	60円	60円

エ 電灯利用料

- (ア) 大体育館 1時間1灯当たり 30円
 (イ) 小体育館 1時間当たり 130円

備考

- 1 利用時間が1時間未満であるとき、又は利用時間に1時間未満の端数があるときは、1時間として計算するものとする。
- 2 控室を大会等により大体育館又は小体育館と併せて使用するときは、控室に係る(1)の表に定める利用料は無料とする。
- 3 大体育館、小体育館又は控室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)ウに定める冷暖房利用料を加算するものとする。
- 4 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、次に掲げる照度以上の照明をしたときは、(1)の表に定める利用料の額に(3)エに定める電灯利用料をそれぞれ加算するものとする。

区 分		電灯数
大体育館	全面使用	12灯
	2分の1面使用	6灯
	3分の1面使用	4灯
小体育館	全面使用	6灯

- 5 大体育館又は小体育館を専用利用の方法で利用する場合において、連続して3時間以上利用するときの利用料の額は、(1)の表に定める利用料の額に100分の90を乗じて得た額とする。
- 6 (2)の表において「1月利用券」、「3月利用券」、「6月利用券」及び「鳥取屋内プール・県民体育館トレーニングルーム1月共通利用券」とは、それぞれの利用券の券面に記載された月数の期間内において、これらの利用券を提示することにより施設を利用することができる利用券をいう。
- 7 1月利用券、3月利用券又は6月利用券の券面に記載された月数の期間が温水のプールを利用できる期間と冷水のプールを利用できる期間にわたる場合の利用料の額は、温水のプール又は冷水のプールを1月利用券、3月利用券又は6月利用券により利用する場合の利用料の額を勘案して別に定める。
- 8 研修室を利用する場合において、冷房又は暖房をしたときは、(2)の表に定める利用料の額に当該額の2割に相当する額を加算するものとする。